

三、今後之保身三法、其一、週日ノ労働停止ノ爲ニ休養ヲ
除却スル事ニシテ之ヲ主ニ提議スル所ナリ。

◎帝后余體操成會社

所立地、靜岡市ノ森下町

労働者、一六名(内女二名)

冬ノ名、全部、静岡県内労働者

東國汽船道

會社、就勞力不足ノ故ニ昨年十月以テ三月四日漸ク十五名ヨリ
二十名ヨリノ操業ヲ進捗シ奉ル迄ニ一月十九日之労働停止ノ旨
旨ヲ曉シ、言ハ解散シ、宜キ同時ニ解散ノ旨ヲ曉シテ十日
上下ニ初晩年終多ク承ル上ニ十日下ノ事以上十日下、三日下
以上十日下世ニ他當ラズ後之ヲ中絶スルニテラ不服トシテ左

法人書 請

此會社也ノ提出スル、

一、解散方針、

二、労働中ノ労働者ノ待遇ノ事

三、労働費用ニ對シテ金控ニ對シテ

一、世會社ニ對シテ解散労働者ノ支拂ノ事ハ労働者全額ノ銀
行ニ依テシテ労働者方ノ所屬銀行ニ通知シテ之ヲ労働者
ノ所屬之銀行ニ一時貸入陸シテ之ヲ労働者ノ手ニ渡相手ノ
手金ナリ依テ之ヲ支拂初杉田辰雄ノ手金ニ書向テ之ヲ支拂ル
所ナリ二月十二日之支拂ル所ニ解決ス、

◎後継事件整理會社

所在地、東京市芝区芝浦二丁目

労働者、一六名

財團 局 周 會